

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年9月10日（水）

厚生労働省
北海道労働局職業安定部需給調整事業課
課長 小林 英幸
課長補佐 工藤 真史
電話 011-709-2311（内線 3661）

無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表

厚生労働省では、労働者派遣事業の許可を受けることなく労働者派遣事業を行う事業主（以下、無許可派遣事業主）については、適正な事業運営の確保及び派遣労働者の保護が十分に期待できないことから、派遣労働者になろうとする国民一般や派遣労働者の受入を予定している派遣先事業主に対する情報提供を目的とし、事業主名等を公表することとしています。

今般、北海道労働局（局長 村松 達也）は、下記1の事業主に対し、下記第2のとおり無許可派遣事業主であることを確認しましたので、公表します。

記

1 対象事業主

- 事業主名 三宝運輸株式会社
- 事業所名 三宝運輸株式会社 苫小牧営業所
- 所在地 苫小牧市沼ノ端601番10
- 主たる派遣事業の内容 製造、構内リフト作業

2 概要

三宝運輸株式会社は、令和7年5月31日をもって労働者派遣事業の許可が失効したにも拘わらず、同年6月1日以降も、A社及びB社との間で締結した労働者派遣契約に基づき、合計187人日に渡り、厚生労働大臣の許可を受けることなく労働者派遣事業を行ったもの。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【参考】

○労働者派遣法(抄)

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 2 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 3 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 4 (略)

(労働者派遣事業の許可)

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第6章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者
- 2 第5条第1項の許可を受けずに労働者派遣事業を行った者